

よくあるご質問（助成金全般について）

No	Q	A
1	<p>グリーンリカバリー設備投資助成金とはなにか またグリーンリカバリーとは何を指すのか</p>	<p>横浜市などが派遣する専門家からの助言を受けて頂いた上で脱炭素に資する省エネ型の機器へ更新する際にかかる費用の一部（1/2、上限200万円）を助成するものです。</p> <p>グリーンリカバリーとは 新型コロナウイルスの感染拡大による景気後退への対策で、環境を重視した投資などを通して経済を浮上させようとする経済刺激策です。気候変動への対応や生物多様性の維持といった課題の解決に重点的に資金を投じ、そこから雇用や業績の拡大で成果を引き出すという手法で、WWF（世界自然保護基金）も推奨しており、世界的に多くの国々が関心を寄せています。</p>
2	<p>どのような設備が対象になるのか</p>	<p>市内事業所に導入する（1）空調設備（2）ボイラー給湯設備（3）冷凍冷蔵設備（4）変圧器（5）産業用モーター（6）LED照明（7）コージェネレーションシステム（8）高断熱窓（9）生産設備など事業に必要な設備が対象となります。</p> <p>（7）、（8）の内窓、（9）以外は更新のみが対象となります。募集案内p.9に対象設備ごとの個別の条件を記載していますので必ずご確認ください。</p>
3	<p>設備の条件に「トップランナー基準を達成している」とあるが対象製品かどうかどのように判断するのか</p>	<p>メーカーのカタログにて確認いただくか、販売店等にご相談ください。申請時にトップランナー基準を達成していることがわかるカタログ等を提出いただきます。基準に達していない製品については対象外となります。</p>

## よくあるご質問（助成金全般について）

No	Q	A
4	「3種の設備まで」とあるが1種の設備の考え方とは	次の設備種類で3種類までと考えます。（1）空調設備（2）ボイラー・給湯設備（3）冷凍冷蔵設備（4）変圧器（5）産業用モーター（6）LED照明（7）コージェネレーションシステム（8）高断熱窓の中から複数導入する場合は、メーカーや型番が異なる場合であっても1種の設備にまとめることができます。ただし、「（9）生産設備など」の場合、用途が全く異なるものは別の種類の設備と考えます。
5	調査や現地確認はあるのか	実績報告書を受領後、専門家が御社を訪問し、導入した設備の稼働状況の確認と運用上の省エネアドバイスをさせていただきます。また、アンケートやヒアリング調査等を実施することがありますので、ご協力ください。
6	どのような事業者が対象となるのか	対象となる事業者は、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者（個人事業主を含む）で、市内に事業所がある方を対象とします。また、交付申請時に創業から12か月を経過している必要があります。（募集案内p.6）
7	中小企業の定義において、資本金は基準の金額以下だが、従業員数は基準を超えている場合は対象になるか	資本金と従業員数のいずれかの基準を満たしていれば、対象となります。
8	常時使用する従業員とはなにか。アルバイトやパートも入るのか	労働基準法第20条に基づく「予め解雇の予告を必要とするもの」が常時使用する従業員にあたります。役員、個人事業主は該当しません。パート、アルバイト、派遣社員等は、条文に基づいて個別に判断いたします。（該当しない例：日雇い、2か月以内の就業、試雇期間など）
9	一般社団法人、医療法人、学校法人、協同組合などは対象となるのか	中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者にあたらないため、対象となりません。
10	創業予定者は対象になるか	申請時点で創業から12か月経過していなければ対象外です。法人の場合は法人登記簿にて、個人の場合は税務署に提出した開業届の開業日にて判断します。

## よくあるご質問（助成金全般について）

No	Q	A
11	本店は横浜だが、市外の拠点に設置する場合は対象になるか	対象になりません。市内の事業所に導入する設備に対して助成します。
12	市内に住んでいる個人事業主で、市外で事業を営んでいる場合は対象になるか	対象外です。横浜市内に事業所がある中小企業を対象です。事業所とは事務所、営業所、商店、工場などを指します（募集案内p.7）
13	市外に住んでいる個人事業主で、市内で事業を営んでいる場合は対象となるのか。	市内で事業を行っていることを納税証明書と営業許可証等にて確認できる場合は対象となります。 ※個人事業主で住所が市外であっても事業所を市内で開設する場合は所在の区役所に開業の届け出を提出し、均等割分を納税する義務があります。
14	自宅の一部屋を事業所として使用しているが、事業所として使用している部屋への設備導入は対象となるのか	自宅と事業所が同一住所の場合は、事業所として使用している部分への設備導入であっても対象外となります。ただし、1階が店舗で2階が住居と店舗部分が明確に独立している場合は対象となります。
15	賃貸経営をしているが、物件への設備更新は対象となるか	事業所へ導入する設備のみ対象となりますので、賃貸物件（共有部分含む）への導入設備については対象外となります。
16	市内に複数の店舗を経営している。複数の店舗で設備の購入を考えているが、対象になるのか	1事業者につき1事業所に限り申請いただくことができます。
17	1つの企業が複数回申請してもよいのか	1事業者に対して、1申請までです。
18	昨年度グリーンリカバリー設備投資助成金の交付を受けたが、申請することはできるか	より幅広い事業者に制度を利用していただけるよう、昨年度交付を受けた事業者は申請いただくことができません。

よくあるご質問（助成金全般について）

No	Q	A
19	他の補助金を申請しているが、こちらの助成金は申請できるのか 同一の設備を他の助成金で申請している場合、こちらの助成金でも申請することができるのか	同一の設備に対して、本助成金と他の助成金を使うことはできません。他の公的補助制度で交付決定または補助金等の支払いを受けた物品・設備等は助成対象外となります。別の設備であれば申請可能です。
20	過去に市の設備投資に関する補助金の交付を受けたことがあるが申請できるのか	本助成金とは別の補助金であって、別設備についての申請であれば、本助成金に申請いただくことができます。
21	申請後に設備導入をやめる場合は連絡が必要か	ご連絡をお願いします。取り下げの処理をします。（システムではやめる申請ができません。） 交付決定通知を送付後の場合は、取下届を提出いただきます。
22	申請を代理でおこなっても良いのか	誓約事項があるため、代理での申請はできません。
23	交付決定後に別組織になりましたが、請求できるのか	別組織の形態等が助成対象に該当するか確認してください。 （該当する場合）変更申請書による届出が必要となります。 （該当しない場合）助成金の対象外となりますので、交付決定の取り消しの手続きとなります。
24	交付決定後（交付額確定前）に代表者が変わった場合はどうすればよいか	修正依頼メールをお送りしますので、案内に沿って変更の申請をお願いします。代表者変更後の法人登記簿を提出いただきます。
25	交付額確定後（請求書提出前）に代表者が変わった場合、請求できるのか	代表者が変更された場合には変更申請書による届出が必要となります。横浜市に連絡を入れてください。
26	交付決定通知受領後に他の補助金をもらったので辞退したいがどうすれば良いか	取下届を提出してください。横浜市から交付決定の取り消しの手続きとなります。横浜市に連絡を入れてください。
27	今回の助成金は申請すれば必ず交付されるのか	審査がありますので、必ず交付されるわけではありません。

## よくあるご質問（助成金全般について）

No	Q	A
28	「創業から12か月を経過している」条件について、法人成りした場合には個人事業主の期間を通算をしても良いか	法人で創業から1年経過していない場合には個人事業主の営業期間を通算して判断します。それを証明する書類（個人の開業届等）を提出してください。
29	申請書類を紙で提出できるのか	原則電子での申請となります。原則としてインターネットでの申請をお願いします。PCからの申請が困難な場合は郵送での申請も受け付けます。横浜市にご連絡ください。
30	見積書や登記簿謄本等、提出書類は携帯で撮ったものでもいいのか	PDF、JPEG、PNGのいずれかの形式であれば携帯等で撮影したものの添付も可能ですが、真上から撮影し、文字がしっかり読め確認できるものを添付ください。スキャナーでスキャンし、PDFファイルなどとして添付いただくことを推奨しています。
31	（個人事業主）開業届の控えを紛失したけどしたらよいか	開業届に代えて営業許可証等の公的機関が発行した資格証明書を提出いただくこともできます。
32	（個人事業主）開業届を電子申請したため、受付印が押印されていない場合はどうすればいいか	電子申請（e-Tax）の場合は、次のいずれかをご提出ください。 ①受信通知 ②書類の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載があるもの 受信通知の確認方法については、「受信通知申告データ確認方法」でご検索いただき、国税電子申告・納税システムのホームページをご覧ください。
33	（個人事業主）開業届は提出していないけどどうすればいいか	開業届は提出が義務付けられているものです。申し訳ございませんが開業届を提出されていない事業者へは交付することができません。今年度以降に遡り申請されたものも認めることができません。なお、助成金の申請時点で創業から12か月を経過している必要があります。
34	市民税納税証明書はどこで取得できるか	事業所のある区役所税務課窓口または横浜市行政サービスコーナーで取得できます。ただし行政サービスコーナーでは受付時間によっては即時発行できません。またお支払いになってすぐの税金については領収書等の確認によって発行することができませんのでご注意ください。

よくあるご質問（助成金全般について）

No	Q	A
35	本拠地が市外なので横浜市の市民税納税証明書がないが	<p>事業所を横浜市内にしている場合には法人市民税申告の義務があります。申告した上で非課税の場合は「非課税証明書」を提出してください。提出できない場合は交付を受けることができません。</p> <p>※個人事業主で住所が市外であっても事業所を市内で開設する場合は所在の区役所に開業の届け出を提出し、均等割分を納税する義務があります。</p>
36	領収書がない場合はどうすればよいか	<p>経費の明細がわかる書類の写し（請求書・レシート等）と支払ったことを証する書類の写し（通帳口座の写し、金融機関の振込明細書の写し等）を提出してください。</p>
37	見積書・領収書の宛先が事業者名と異なる（社員や家族など）場合は認められるのか	<p>宛名が代表者名であれば良いですが、それ以外は認められません。</p>
38	領収書の宛名が「上様」だが認められるか	<p>認められません。</p>
39	なぜ原則として市外事業所からの購入が認められないのか	<p>今回の補助金は、市内事業者からの購入を後押しすることで、市内経済の活性化につなげていくことも目的の一つとしているためです。</p>
40	市内事業者からの購入をどのように確認をするのか	<p>本助成金では、見積書・領収書等に記載の住所や電話番号にて市内の店舗等から購入していることを確認しています。</p> <p>さらに横浜市補助金規則により補助事業者が100万円以上の発注を行う場合は原則として市内事業者（本店が市内）からの購入のみ認めるため、購入先の法人登記簿や有資格者名簿等の提出をお願いしています。</p>
41	既に購入したものは対象になるのか	<p>対象となりません。申請日の翌日以降に発注・契約したものが対象となります。</p>

よくあるご質問（助成金全般について）

No	Q	A
42	（１）空調設備、（３）冷凍冷蔵設備 （４）変圧器でトップランナー基準を達成してないものは対象とならないのか	令和５年４月１日時点で有効な省エネ性能の基準が100%未満である場合は対象外となります。特殊な仕様で省エネ基準の適用外となる設備（大型の空調設備等）は現有設備と比較して15%以上のエネルギー使用削減が認められるものは対象となります。
43	（１）空調設備、（３）冷凍冷蔵設備 （４）変圧器で検討している設備が トップランナー適用外のようなが、 15%以上のエネルギー使用量削減しているかどうか判断するのか	省エネアドバイスにて専門家が判定します。設備の能力や消費電力量等がわかるカタログなどをご用意ください。
44	（９）生産設備等とあるが、直接生産 に関係しない設備でもいいのか	事業に必要な設備ということが確認できれば直接生産活動に寄与しないものであっても対象となります。ただし、償却資産台帳で機械及び装置に分類するもののみが対象となります。
45	パソコンやプリンターなどOA機器は 対象となるのか	償却資産台帳で機械及び装置に分類されないため、対象外です。
46	エネファームは対象となるのか	専ら事業用に使用する場合は（７）コージェネレーションシステムとして対象となります。自宅用と併用して使用する場合は対象外となります。
47	中古品やレンタル・リースは対象となるか	対象外となります。
48	対象経費とは何か	設備本体価格のほか、本体と一体として支払われる付属設備の購入費や設置工事費が対象となります。対象経費、対象外経費については募集案内p.11をご確認ください
49	対象経費総額50万円以上の考え方	最大３種類の設備の総額（設備本体＋工事費など対象経費の合計額）が50万円以上である必要があります。工事費のうち撤去にかかる費用など対象外経費となるものがありますのでご注意ください。

## よくあるご質問（助成金全般について）

No	Q	A
50	助成対象となる本体の稼働に必要な不可欠な付属設備の範囲	本体が機能しないもの、本体と一体として更新することが望ましいと判断される（冷蔵庫の内棚、コンプレッサーに付属するエアドライヤ、ボイラの薬注装置など） 本体と一体として支払われる必要があります。
51	エアコンのフィルターやコンプレッサーの潤滑油などの消耗品は対象になるのか	設備本体と別途購入する消耗品は対象になりませんが、購入時に、商品の初期装備品として付属しているものは対象になります。また、設置工事で必要となる消耗品は助成対象です。
52	友人から購入してもいいのか	横浜市内に住所を置く事業所からの購入を条件としており、開業していない個人からの購入は対象外となります。また、市場価格から著しく差があると横浜市で判断した場合は認められない場合があります。市場価格を判断するため、資料提出をお願いする場合があります。
53	設備の工事費用や送料は対象になるのか	設備導入に必要な最低限な費用で一体として支払われるものは対象となりますが、撤去にかかる費用は対象外です。工事費用一式など内訳不明な場合は対象外経費とみなす場合があります。また、設備の支払いとは別に依頼し、支払われる費用（工事のみ別業者依頼など）は対象外となります。
54	申請する経費を税抜きにする際、1円未満の扱いはどうなるのか	見積書等に税込みのみしか表記されていない場合、御社の会計処理と同じ処理をしてください。
55	故障破損などの保証料は対象になるか	対象外です。
56	受け取った助成金は課税対象となるか	原則課税対象となります。詳しくは税務署や税理士等にご相談ください。
57	受け取った助成金は償却資産の圧縮記帳の対象となるか	圧縮記帳の適用条件の1つである国または地方公共団体から受け取る補助金に該当します。その他にも適用条件がありますので税務署や税理士等にご相談ください。



よくあるご質問（助成金全般について）

No	Q	A
58	設備の納期が実績報告期限（当初募集：12月28日、追加募集：1月31日）までに間に合わない場合はどうすればいいのか	<p>納期に余裕を持って間に合うもので申請してください。</p> <p>発注先の都合により納期に遅れが生じたなど、やむを得ない理由があり同等品の別設備であれば、導入と支払いまでできる場合に限って、実績報告時に変更可能ですので、事務局までご相談ください。ただし、その結果金額が当初の見積りよりも下がった場合は下がった金額で交付額確定します。上がった場合でも予算の都合上交付決定額より増額することはできませんのでご理解ください。</p> <p>また、空調をLED照明に変更など、設備の種類そのものの変更は認められません。</p>